

平成27年9月2日

平成27年(行コ)第7号(原審平成23年(行ウ)17号/18号)

控訴人(原審原告) 前川盛治ほか

被控訴人(原審被告) 沖縄県知事/沖縄市市長

福岡高等裁判所那覇支部民事部 御中

## 準備書面(5)

(FTZ構想の破綻と本件埋立の合理性の欠如について)

控訴人ら訴訟代理人弁護士	籠橋 隆明
同	鋳口 崇
同	喜多 自然
同	栗山 知
同	齋藤 祐介
同	白川 秀之
同	長谷川 鉦治
同	原田 彰好
同	日高洋一郎
同	間宮 静香
同	御子柴 慎
同	横江 崇
同	松本 撤意
同	吉浦 勝正
同	宮本 増

### 第1 FTZ構想の破綻について

- 1 被控訴人沖縄県知事は、「新港地区FTZ構想が破綻しているとの事実も存しない」(控訴審答弁書6頁)と主張している。しかし、新港地区FTZ構想は、既に破綻している。これについては、控訴人ら準備書面、控訴理由書で詳細に記載しているが、現時点で再度整理すると、次のとおりである。

第1次訴訟の地裁判決、高裁判決でも、控訴人らの主張「FTZ構想は破綻している」を否定する判示はなされていない。

旧FTZ用地の、民間企業への分譲率は、現時点で僅か、3%である(甲B112)。

計算式： $(\text{分譲済面積 } 81,000 \text{ m}^2 - \text{買取条件付賃貸 } 54,000 \text{ m}^2) \div \text{総分譲面積 } 900,000 \text{ m}^2 = 3\%$

旧FTZ用地入居の企業の従業員は、平成27年1月1日現在で599名であり(上記甲B新X号証、3頁)、平成11年3月の特別自由貿易地域中城湾港審港地区基本計画(甲B72号証)の推計である、91社6146人という雇用人口と比較すると、その達成率は僅か10%程度に過ぎない。

旧FTZ用地入居の企業社数は、平成27年度において45社であり(上記甲B新X号証、3頁)、上記基本計画での推計である91社と比較すると、その達成率は50%に満たない。

ちなみに、甲第B第112号証2頁に、立地企業の概要として立地企業は合計46社とあるが、「分譲地3・沖創建設」「分譲地4・うるまバイオ」「賃貸13・(株)ピューズ沖縄製作所」は撤退しており、実数は43社であることが、企業立地推進課での聞き取り調査の結果判明している。

旧FTZ用地には、当初のFTZの誘致目的(製造業等、甲B64)の企業に該当しないIT津梁パークが誘致され、現時点でIT津梁パークの入居企業数は24社、従業員は約1,600名である(平成27年8月11日、沖縄県労働商工部企業立地推進課、聞き取り調査の結果)。従業員数1,600名というのは、旧FTZ用地入居の企業の従業員599名の、約2.7倍である。

目的外の企業の従業員が、本来の目的の企業の従業員より多く、約2.7倍も雇用されているということは、既に旧FTZ構想が破綻していることを示している。

旧 FTZ 用地は遊休地化しており、用地の東側（甲 B 1 1 3、ブロック工事現場及び写真）が現在、「那覇空港滑走路増設護岸消波ブロック工事」の現場として使われている。旧 FTZ 用地の目的外使用であり、FTZ 構想の破綻を象徴的に示している。

- 2 以上のように、FTZ 構想は破綻しているとしか言いようが無い状況にあり、被控訴人県知事の反論には理由が無い。

## 第 2 FTZ 構想が破綻していることと本件埋立の合理性の欠如について

- 1 被控訴人沖縄県知事は、「前訴第一審が判断するとおり、本件埋立事業と新港地区東ふ頭整備との関連性は認められない。」（控訴審答弁書 6 頁、18～19 行）と答弁しているが、誤りである。

それは、第 1 次訴訟控訴審判決が「本件埋立事業が、新港地区航路浚渫工事によって発生する浚渫土砂の処分を目的の一つとしている」（前訴控訴審 18 頁）と判示し、また本訴訟原判決で「本埋め立て事業等は、新港地区の浚渫土砂処分の役割も受け持つ事業であると認められる。」（71 頁、23～24 行）と判示していることから明らかである。両事業は、関連しており、この二つの事業の関連性については、原告準備書面（21）、甲 B 5 0 号証、控訴理由書等で詳細に記載した通り「一体不可分」の関係であった。

- 2 問題は、原判決が、「本件埋立事業等は、・・・基地依存からの脱却及び中部圏の経済の活性化を図る・・・健康づくりの場を創出し、高齢化の進展などの解消を目指すという事業であることからすると、仮に新港地区埋立事業等の必要性がなく、新港地区航路等浚渫工事の必要性がなくなったとしても、そのことから、直ちに本件埋立事業が実施の必要性を欠き、国土の利用方法としての合理性を書くことにはならない」（71～72 頁）と判示していることが妥当かどうかということである。

上記原判決は要約すると、本件埋め立て事業は、基地依存からの脱却、中部圏の経済の活性化、健康づくりの場の創出、高齢化の進

展などの解消、等を目的にしているから、仮に新港地区埋立事業等の必要性がなく、新港地区航路等浚渫工事の必要性がなくなったとしても、本件埋め立て事業は合理性を欠くことにはならない、ということである。

しかし、控訴人は、上記 ~ の目的がいずれも妥当性を欠き、FTZ構想も破綻し、新港地区航路等浚渫工事の必要性がなくなった現時点で、「これを敢えて生物多様性が高く貴重・希少な干潟海域である泡瀬干潟において埋立土砂として処分することが必ずしも必要であるわけではなく、他の代替の処分や処分場代替地が検討された形跡は全くない（控訴理由書12頁（5）」と主張しているのである。原判決は、控訴人の主張を十分に検証せず、被控訴人の主張をそのまま認める過ちを犯している。また、被控訴人は、上記の控訴人の主張になんら反論していない。

なお、上記 ~ の目的が妥当性を欠いていることについては、別項目、経済的合理性、沖縄市の需要予測等で詳細に記述しており、泡瀬干潟の価値から判断した場合、本件埋立工事が「国土利用上適正且合理的ナルコト」の要件に反していることも控訴審準備書面3で詳述している。

以上